

平成 30 年

郡山市教育委員会

7 月定例会議事録

## 平成 30 年 郡山市教育委員会 7 月定例会議事録

日 時	平成 30 年 7 月 26 日 (木) 午後 1 時 32 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 文化スポーツ部次長兼文化振興課長 生涯学習課長 中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校管理課長補佐 学校教育推進課指導主事 学校教育推進課指導主事 教育研修センター指導主事 総合教育支援センター指導主事 総務課主任主査兼総務管理係長	野 崎 弘 志 馬 場 章 光 橋 本 裕 樹 熊 田 仁 吉 田 徳 久 大 越 総 黒 田 知 恵 子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆ かり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 村 上 文 生 大 澤 修 一 小 野 貴 裕 酒 井 健 佐 藤 崇 史 星 野 亜 季 大 竹 学 古 川 誠
	書 記	佐 藤 斉

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 議 事

議案第 25 号 郡山市社会教育委員の委嘱について

議案第 26 号 郡山市立小学校過小規模校の廃校について

議案第 27 号 郡山市立小学校・中学校の義務教育学校への移行について

議案第 28 号 平成 31 年度使用教科用図書の採択について

議案第 29 号 郡山市指定天然記念物の指定について

### 5 その他

### 6 各課報告

### 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成30年7月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がおりませんので、本定例会は成立いたします。  
はじめに平成30年6月定例会の議事録の承認についてですが、何かご意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
平成30年6月定例会の議事録の承認については、配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として、私から報告いたします。  
今回は、4件報告いたします。1件目ではありますが、平成30年7月5日に東京都において開催されました「全国都市教育長協議会平成30年度第3回常任理事会・理事会」におきまして、資料に記載の事項について審議されました。特に「平成31年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情(案)」の要望事項については、時間をかけて慎重に検討がなされまし

た。

次に2件目ではありますが、平成30年7月6日に東京都において開催されました「平成30年度中核市教育長会総会・第1回研修会」に出席しました。研修会においては、文部科学省初等中等教育局財政課長の合田氏より学習指導要領改訂の背景と今後の取り組み等について説明がありました。

次に3件目ではありますが、平成30年7月13日に山形市において開催されました「平成30年度東北六縣市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会」に、阿部教育長職務代理者と出席しました。内容につきましては記載のとおりであります。

最後の4件目は学校訪問についてであります。5月31日に御舘小学校、7月12日に金透小学校を訪問し、子どもたちの学習状況を視察しました。併せて学習環境等についても視察をして参りました。それぞれの学校におきまして、子どもたちが真剣に学び合う姿が見られました。今後とも各学校の教育活動の充実のため支援して参りたいと考えております。私からの報告は以上であります。

続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第25号「郡山市社会教育委員の委嘱について」、議案第26号「郡山市立小学校過小規模校の廃校について」、議案第27号「郡山市立小学校・中学校の義務教育学校への移行について」、議案第28号「平成31年度使用教科用図書の採択について」、議案第29号「郡山市指定天然記念物の指定について」が提出されております。

この内、議案第28号「平成31年度使用教科用図書の採択について」の審議については、内容を3つの項目に分け、第1部・第2部・第3部という3部構成で進めてまいります。第1部は「郡山市立学校教科用図書採択地区協議会から郡山市教育委員会への答申に関する質疑応答」、第2部は「採択のための審議」、第3部は「採択」を実施いたします。

さらに、「議案第25号」から「議案第27号」までの3件については、人事案件、及び今後の方針決定に係る議案であること、「議案第28号」中、第2部の「採択のための審議」については、公正な事務遂行の確保が求められることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。「議案第25号」から「議案第27号」までの議案3件、及び「議案第28号」中、第2部の「採択のための審議」について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第25号」から「議案第27号」までの議案3件、及び「議案第28号」中、第2部の「採択のための審議」については、非公開とすることに決しました。なお、当該4議案の審議については、公開部分、非公開部分が混在していることから、円滑な進行を行うため、「6 各課報告」終了後に審議することにしたと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。  
それでは、はじめに、議案第29号「郡山市指定天然記念物の指定について」の審議に入ります。事務局の説明を求めます。

文化振興課長 それでは、「議案第29号」について、説明いたします。平成30年3月23日付けで、郡山市文化財保護審議会へ諮問しておりました「聖神社の大ヒノキ」について、平成30年7月13日に郡山市文化財保護審議会会長より「郡山市指定天然記念物に指定すべき」との答申がありましたので、文化財保護条例第25条の規定に基づき、教育委員会において天然記念物に指定すべきかご審議していただきたく、提出したものであります。

なお、調査の結果、樹種はヒノキではなく、サワラであることが判明したことから、指定名称といたしましては、「聖神社のサワラ」とさせていただきますと考えております。

文化財保護審議会の答申内容について、資料の17ページに、併せて18ページ、19ページには、写真と位置図を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
議案第29号「郡山市指定天然記念物の指定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長      ご異議なしと認めます。  
よって、「議案第 29 号」については、原案のとおり決しました。  
次に「5 その他」に入りますが、本定例会には提出案件がありませんので、次の「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	総務課	・郡山市教育振興基本計画（第 3 期）策定について
2	中央公民館	・市民学校「戊辰戦争と福島県」について ・市民学校「元号の全て」について ・市民学校「公民館デビュー講座」について ・市民学校「郡山の食材と夏野菜を使った料理講座」について ・第 70 回郡山市民文化祭について ・四季の風コンサートについて ・のびのび子育て広場について
3	美術館	・企画展「ターナー 風景の詩」開会式及び改修工事報告会について ・企画展「ターナー 風景の詩」関連事業について ○講演会「風景の歌声・光の夢-ターナー芸術の真髄」 ○講演会「ターナーが見たもの／ターナーを見たもの-19 世紀イギリス社会から考える」 ・平成 30 年度常設展第 1 期展示「郡山市立美術館名品選」について ・平成 30 年度第 1 回アートテーク「演じること、語ること」について ・第 17 回風土記の丘の美術展について ・鑑賞学習対応について ・博物館実習について ・平成 30 年度第 1 回美術館協議会について

4	学校管理課	・平成 30 年度学校プール利用状況について
5	教育研修センター	・ 6 月教職員研修講座等の実施状況について
6	総合教育支援センター	・ 幼・保・小連携推進事業 第 1、2 回合同研修会について
7	文化スポーツ部 文化振興課	・文化財保護法の改正について ----- ・平成 30 年度県民の日記念茶会の開催について ----- ・「日本聖公会郡山聖ペテロ聖パウロ教会聖堂」登録有形文化財の登録への答申について

教 育 長       各課の報告が終了しましたので、「4 議事」の審議に戻ります。はじめに「議案 25 号」から「議案 27 号」までの審議に入りますが、該当 3 件については、先ほど、非公開にて審議することと決しておりますので、郡山市教育委員会以外の傍聴人の方は退室をお願いいたします。

（「議案第 25 号から議案第 27 号までの案件」を非公開で審議し、原案のとおり承認）

教 育 長       次に、議案第 28 号「平成 31 年度使用教科用図書の採択について」の審議に移りますが、当該議案の審議については、関係する事務局職員のみ列席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長       ご異議なしと認め、関係する事務局職員以外の職員は退室願います。事務局の準備、並びに傍聴者の再入室等、少し時間がかかりますので、少々、お待ちいただければと思います。

（事務局職員入替・傍聴者再入室）

教 育 長       準備が整いましたので、これより議案第 28 号「平成 31 年度使用教科用図書の採択について」、審議いたします。はじめに、採択事務の経過について事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長       教科用図書の採択事務の経過について報告させていただきます。過日 5 月 24 日の教育委員会 5 月定例会におきまして、教科用図書採択についての基

本方針の審議を行いました。それを受けまして、6月4日に第1回郡山市立学校教科用図書採択地区協議会を開催し、この採択地区協議会に対して、教育委員会は、中学校・義務教育学校後期課程における「特別の教科 道徳」教科用図書については、すべての教科書について、その特徴を調査研究し報告するよう諮問いたしました。また、小学校・義務教育学校前期課程の「特別の教科 道徳」を除く教科用図書については、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用し、採択すべき教科用図書について研究し報告するよう諮問いたしました。

諮問を受けた採択地区協議会は、中学校・義務教育学校後期課程における「特別の教科 道徳」教科用図書の調査研究を行う調査委員会を設置することを決定するとともに、教育委員会事務局に、調査委員会委員の人選及び調査委員会の運営一切について事務委任をいたしました。事務委任を受けた事務局では、7名の中学校教員を調査委員会委員に選出いたしました。その後、調査委員会は、教科書見本の自主研究を行うとともに、過日開催された2日間にわたる調査委員会において、中学校・義務教育学校後期課程「特別の教科 道徳」教科用図書の調査結果の報告書が作成されたところがあります。教育委員の皆様にも調査の様子を参観していただき、ありがとうございました。そして7月13日には、第2回採択地区協議会が開催され、調査委員会から採択地区協議会へ教科書研究の報告が行われました。その報告をもとに、中学校・義務教育学校後期課程の「特別の教科 道徳」のすべての教科書についての調査結果について、また、小学校・義務教育学校前期課程の「特別の教科 道徳」以外の各教科の教科用図書について、協議が行なわれ、7月19日、答申が教育委員会になされたところがあります。

以上でございます。

教 育 長            ありがとうございました。それでは早速、第1部に入ります。事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長            はじめに、審議の手順とおおよその所要時間の目安を説明いたします。これからの会議を3部に分け、おおよそ午後3時30分までを第1部とし、採択地区協議会からの答申内容について、教育委員の皆様による質疑応答をお願いします。その後、午後3時40分から午後4時40分までを第2部とし、採択のための審議を行っていただきます。その後、午後4時50分から午後5時までを第3部とし、採択すべき教科用図書として、第2部で審議いただいた結果に基づいて採択を決していただきます。以上が、審議の手順とおおよその所要時間となりますので、よろしくお願いいたします。



それでは、7月19日に採択地区協議会から、答申をいただいておりますので、郡山市立学校教科用図書採択取扱要綱第3条により教科用図書の採択を進めていただきたいと思います。お手元の答申内容について、はじめに、中学校・義務教育学校後期課程「特別の教科 道徳」教科用図書について、1社ごとに「事務局からの説明」、「委員の皆様からの質問」、「質問に対する回答」という形で進めてまいります。答申内容の説明及び委員の皆様からの質問についての回答は、調査員会の教科書研究に同席し、記録を務めた担当指導主事が対応させていただきます。

次に、小学校・義務教育学校前期課程における「特別の教科 道徳」教科用図書以外の各教科の教科用図書について、「事務局からの説明」、「委員の皆様からの質問」、「質問に対する回答」と進めてまいります。なお、中学校・義務教育学校後期課程の「特別の教科 道徳」における説明・回答に際しましては、まだ採択の終わっていない県内の他の地区への影響を考慮し、発行社名ではなく、A社、B社等の仮名で対応させていただきます。また、採択結果の公表につきましても、同じ理由から、採択期限である8月31日までは公表せず、9月1日以降公表とさせていただきます。

以上でございます。

教 育 長 説明が終了しましたが、ただ今の事務局説明のとおり進めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、事務局説明のとおり進めてまいります。  
それでは、はじめに中学校・義務教育学校後期課程「特別の教科 道徳」教科用図書について、A社から説明をお願いします。

酒井指導主事 それでは、A社の主な特徴について、ご報告申し上げます。  
答申書、A社のページをお開きください。この教科書は、内容項目ごとに、多面的・多角的に考えられるよう、生徒作文や日常生活の場面に即した内容を多く掲載し、発達段階に応じた指導ができるよう工夫されています。特に「いじめ問題」「生命尊重」をユニット化し、いのちの重さについて考え、いじめを未然に防ぎ、いじめをしない、許さない心の育成を図ることを重点的に扱うとともに、いじめ問題を情報モラルと関連させながら取り上げ、生徒の関心に沿った内容になっています。また、オリエンテーションを設け、見通しをもった学習ができるように構成されているとともに

に、話し合いの仕方を示す等、生徒の主体的な学習や言語活動の充実を促すものになっています。

さらに、教材ごとに思ったことや感じたことを記述できる記入欄があり、毎時間ごと振り返りができるようになっています。付録や参考資料が豊富であり、学期ごとの学びの振り返りのワークシートが準備されているとの報告がなされました。詳しくは答申書をご確認ください。

以上でございます。

教 育 長        それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

(答申書を確認)

教 育 長        それでは、A社についてご質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長        ないようですので、次のB社に移ります。事務局の説明を求めます。

酒井指導主事        それでは、B社の主な特徴について、ご報告申し上げます。

答申書、B社のページをお開きください。この教科書は、日常生活に根ざした内容が多く、中学生、両親、地域、学校といった多角的な視点からの道徳的諸価値の葛藤が起こるような工夫がなされています。グループでの討論も想定されており、考え、議論する道徳への転換を意識した内容となっています。また、学習指導要領で示された4つの視点が、そのまま教材の内容構成となっており、生徒にとっても、授業者にとっても、分かりやすい配列となっているとともに、各教材の終末には、考えを深めさせることを意図した発問があり、主体的に学ぶ態度の育成につながる工夫がなされています。

さらに、教材の中には、絵や写真のみといった教材もあり、生徒の多面的・多角的な視点を育み、様々な道徳的価値と向き合いながら学習を進めることができるように工夫されているとの報告がなされました。詳しくは答申書をご確認ください。

以上でございます。

教 育 長        それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

(答申書を確認)



教 育 長        それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

                  (答申書を確認)

教 育 長        それでは、C社についてご質問等はございませんか。

                  (なし)

教 育 長        ないようですので、次のD社に移ります。事務局の説明を求めます。

佐藤指導主事        それでは、D社の主な特徴について、ご報告申し上げます。

                  答申書、D社のページをお開きください。この教科書は、生徒の実生活に近い内容の教材が複数掲載されています。特に、いじめの内容においては、教室内で実際に起こりうるような場面が特設ページの中で取り上げられており、自らの経験をふまえながら考え、その考えを話し合えるような工夫がなされています。また、各教材がテーマをもったいくつかのまとまりに分かれているとともに、目次には具体的な言葉でテーマが書かれているため、生徒が見通しをもって学習を進められる構成になっています。特設ページが教材ごとに用意され、様々な角度からの発問が設定されており、生徒が主体的に考えられるような工夫がなされています。

                  さらに教材は、漫画や新聞への投稿、吹き出し文などさまざまな表現の仕方で提示してあり、生徒の興味・関心に配慮したものとなっています。また、タイトルだけでなく内容項目が教材ごとに表記されており、何についての学習なのかを理解しやすいよう配慮されているとの報告がなされました。詳しくは、答申書をご確認ください。

                  以上でございます。

教 育 長        それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

                  (答申書を確認)

教 育 長        それでは、D社についてご質問等はございませんか。

                  (なし)

教 育 長        ないようですので、次のE社に移ります。事務局の説明を求めます。

佐藤指導主事

それでは、E社の主な特徴について報告申し上げます。

答申書、E社のページをお開きください。この教科書は、各学年とも学校行事や部活動などの具体的な場面に関連させた教材が多く掲載されており、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進できるような工夫がなされています。また、「いじめ」「生命尊重」「情報モラル」の3つの重点テーマを設け、直接「いじめ」を扱わない教材でも生命を大切にする心や互いを認め合う心を大切に、生徒がいじめ防止に主体的に関わろうとする態度を育てるための取組みに適したものとなっています。

さらに、各学年とも教科書のはじめに1年間の道徳科の学習の見通しが示されているとともに、教科書の最後には1年間の学習を振り返り、自己の成長を確認して次年度や未来につなげることができるようになっていきます。また、絵や写真、漫画を使った資料が多く、興味・関心を高めたり、視覚的に教材を捉えさせたりできるよう配慮がされているとの報告がなされました。詳しくは、答申書をご確認ください。

以上でございます。

教 育 長

それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

(答申書を確認)

教 育 長

それでは、E社についてご質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長

ないようですので、次のF社に移ります。事務局の説明を求めます。

佐藤指導主事

それでは、F社の主な特徴について報告申し上げます。

答申書、F社のページをお開きください。この教科書は、各教材の終末に、問題解決的な学習の課題にあたるような発問、それを解決に導くような発問、さらに学んだことを補充・深化するような発問等が準備されており、生徒が自分のこととして捉えることができる内容となっております。また、教科書と付属されている道徳ノートを併用することで、道徳的諸価値を分かりやすく捉えることができるよう工夫されており、生徒一人一人が内容項目の理解を深めることができるようになっています。教材の配当については、特に「生命尊重」と「思いやり」の内容項目に重点がおかれ、いじめ防止につながる教材がそれぞれ年間3時間配当されています。

さらに、各教材のタイトルにおいては、あえて内容項目やテーマなどの

情報が示されておらず、生徒が何を学ぶための授業なのか、自ら考え、学習に取り組むことができるようになってきているとの報告がなされました。詳しくは、答申書をご確認ください。

以上でございます。

教 育 長        それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

(答申書を確認)

教 育 長        それでは、F社についてご質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長        ないようですので、次のG社に移ります。事務局の説明を求めます。

星野指導主事        それでは、G社の主な特徴についてご報告申し上げます。

答申書、G社のページをお開きください。この教科書は、特設ページにおいて、問題解決的な学習や役割演技などの体験的な学習につながる内容が示されているとともに、それぞれの教材に対する様々な視点を提示する補助資料も備えています。また、どの学年においても、「いじめ防止」と「生命尊重」という重点テーマを設定しており、自らの命と他者の命、また、それを支える様々な命を尊重するという態度を醸成する教材を多く掲載し、いじめ防止について深く考えることができるようになっています。

さらに、学習指導要領に示されている4つの視点が色分けされたり、他教科等との関連が示された一覧表を掲載したりするなど、道徳科において何をどのように学ぶのかを分かりやすくするための工夫がなされているとの報告がなされました。詳しくは、答申書をご確認ください。

以上でございます。

教 育 長        それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご質問等を受け付けたいと思います。

(答申書を確認)

教 育 長        それでは、G社についてご質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長        ないようですので、次のH社に移ります。事務局の説明を求めます。

星野指導主事

次に、H社の主な特徴について報告申し上げます。

答申書、H社のページをお開きください。この教科書は、各学年の発達  
の段階を考慮した多様な教材が配置されており、生徒が様々な課題につい  
て深く考えることができるように工夫されています。役割演技的な活動や  
問題解決的な活動など多様な学習を展開したり、自分のこととして考える  
ことができるように促したりする等の工夫もあります。特設ページを設け  
ることで、22の内容項目について、生徒が教材の学習後にさらに考えを深  
めたり、多面的・多角的に考えたりできるように工夫されています。また、  
「いじめ防止」の教材は直接教材と間接教材の二種類が準備されており、  
多様な見方、考え方ができるように工夫されています。

さらに、タイトルと一緒に内容項目と4つの視点が明記されているので、  
本時では何を考えるのかが焦点化されています。漫画、新聞、グラフ、詩、  
写真など多彩な資料が提示され、生徒がイメージしやすいように工夫され  
ているとの報告がなされました。詳しくは、答申書をご確認ください。

以上でございます。

教 育 長

それでは、皆様には、しばし答申書に目を通していただき、その後、ご  
質問等を受け付けたいと思います。

(答申書を確認)

教 育 長

それでは、H社についてご質問等はございませんか。

田 中 委 員

「いじめ防止」の教材に、直接教材と間接教材の二種類が準備されてお  
り、多様な見方、考え方ができるように工夫されているとの報告がありまし  
たが、具体的にどのようなことなのでしょう。

星野指導主事

22の内容項目の中に、「正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接  
し、差別や偏見のない社会の実現に努めること」という、「公正、公平、社  
会正義」の内容項目におきまして、直接的に「いじめ」につながる問題を  
真正面から取り扱っている教材が直接教材であり、一方、「相互理解、寛容」  
「友情、信頼」等の内容項目において、生徒が学校生活の中でいじめ問題  
に陥りやすいような場面を扱いまして、特に気をつけていかなければいけ  
ないことを自己認識できるようにしている教材が間接教材であります。教  
科書に出てくる様々な教材を通して、生徒が「いじめ防止」について多面  
的・多角的に、考え・議論する授業を展開することができるようになって  
いるという話し合いがなされました。

以上でございます。

教 育 長        その他、H社についてご質問等はありませんか。

(なし)

教 育 長        以上で、各社についての質疑が終了しましたが、その他、全社を通して、また全体を通して、ご質問等はありませんか。

藤 田 委 員        各教科書を拝見いたしますと、教材のタイトルの部分に、学んでほしいことを掲示しているものがある一方で、あえて掲示せずに、生徒の自主性に任せているものが見受けられますが、現場の先生方が実際に教科書を使うにあたって、その使いやすさを、それぞれに教えてください。

佐藤指導主事        各教科書における各教材のタイトルの部分については、タイトルのみ記載されているものと、タイトルの他に学習指導要領で示されている「4つの視点」や「内容項目」等がマークや言葉で示されているものがあります。タイトルのみ明記されている教科書においては、その教材を通して、生徒が何を学ぶための授業なのか自ら考え、様々な道徳的価値と向き合いながら学習を進めることで、生徒の多面的・多角的な視点を育んでいくことができること、その一方、タイトルの部分に様々な情報が記載されている教科書においては、4つの視点や内容項目等が明記されていることにより、本時では、何を考えていくのか、何について学んでいくのが生徒にとっても分かりやすく、生徒一人一人の考えを焦点化していくことができることなどについて、調査員会の中で話し合われました。タイトルの部分の表記については、授業者の工夫によって、それぞれの良さが活かされるであろうとの意見が出されました。

以上でございます。

教 育 長        その他、ご質問はありませんか。

阿 部 委 員        教科書選定についてですが、来年度から中学の道徳は教科化されるわけということで、例えば他の教科だと評価があると思うのですが、道徳科における評価は、どのように行われるのかお伺いいたします。また、私は中学3年生の道徳の教科書を見たのですが、道徳の教科は高校受験にどのように反映していくのかお伺いします。



酒井指導主事 各教科書において、自己の考えや感じたことを記載することができる欄を設けていたり、学習を振り返り、自己評価ができるページや自己の成長や未来への希望を記載することができる欄を設けていたりしている教科書がございました。学習指導要領においても、「生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と記されています。学習活動において、生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視し、授業中での発言や感想文、質問紙の記述等から見取るとともに、授業中や日々の生活における生徒の姿を見取ることが大切になってくるといった話し合いが調査員会の中でもなされておりました。評価は、数値による評価ではなく記述式とすること、また、道徳科は個人内評価であることを踏まえ、高校入試に向けての調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することがないようにする必要があると学習指導要領にも記載されております。

以上でございます。

教 育 長 その他、ご質問等はございませんか。

阿部職務代理者 道徳の授業の中で、自分の考えを深めたり、あるいは、他の生徒さんと議論し合って、いろいろ自分で学んだりすることがあると思いますが、道徳の授業で学んだことや考えたものを授業が終わったら、もう終わりということで終わらせるのではなく、その後の生徒一人一人の学校生活に生かしていく、反映させていくという工夫として、どのようなものがあるのでしょうか。

星野指導主事 道徳教育は、道徳科の授業はもとより、各教科や総合的な学習の時間及び特別活動など、あらゆる教育活動を通して、適切に行われることにより、生徒一人一人の道徳性は一層豊かに養われていきます。道徳の教科用図書に掲載されている教材については、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進していくことができるように、学校行事や日々の生活など、生徒にとって身近な題材も取り上げられていたり、記録ができる欄には、生徒が自己の気づきや感じたこと、思ったことを自由に記載することができるようになっていたりしているという話が調査員会の中で出されました。それらを通して、生徒一人一人が自己の学びを学校生活に生かしていくためには、例えば、生徒の記録に教師が生徒に応じたコメントを添えて返したり、

他の生徒と授業の記録をもとに意見交換したりして、自分の学んだことを振り返る場を設けることなども考えられるという話し合いもなされました。  
以上でございます。

教 育 長        その他、ご質問はございませんか。

(なし)

教 育 長        ないようですので、私から一つ質問させていただきます。

道徳の教科化にあたりまして、学習指導要領においては、「考え、議論する」道徳ということが、道徳教育の大事なポイントとして押さえられているわけですが、実際に、授業として道徳を実践していくにあたって、この「考え、議論する道徳」への転換について、教科書においては、どのようになっているのでしょうか。

佐藤指導主事

学習指導要領では、「発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るものである。」と記されています。各教科書において、「考え、議論する道徳」を進めていくことができるよう、特設ページを設けて、話し合いの仕方を提示したり、グループでの討論を想定したりされているとともに、教材ごとに自己の考えを広げ深める視点を明確に示し、生徒が課題意識を持って授業に取り組むことができるような工夫がされているという話が調査員会でなされました。

さらに、教材に応じて、生徒が自分の考えをもつような発問、見方を変えて考えさせる発問、他者と対話したくなるような発問などが設定されており、生徒が主体的に考えられるような工夫がされているとの話も出されました。  
以上でございます。

教 育 長        その他、ご質問はございませんか。

(なし)

教 育 長        ないようですので、以上で中学校・義務教育学校後期課程の「特別の教科 道徳」教科用図書についてのすべての質疑を終了させていただきます。

次に、小学校・義務教育学校前期課程の「特別の教科 道徳」教科用図書以外の各教科の教科用図書につきまして、事務局の説明を求めます。

酒井指導主事

小学校・義務教育学校前期課程の「特別の教科 道徳」教科用図書を除く全教科の教科用図書について、報告申し上げます。本来、今年度は小学校・義務教育学校前期課程教科用図書について採択の年となっておりますが、今回検定を申請した教科書発行社はございませんでした。文部科学省初等中等教育局教科書課からは、平成 29 年 10 月 13 日付けで「4 年間の使用実績も踏まえつつ、4 年前の平成 26 年度に行った採択の際に使用した調査研究の内容等を活用することも考えられる」との事務連絡がありました。それを受けまして、6 月 4 日に行われました第 1 回採択地区協議会において委員の皆様で審議の上、1、4 年前の調査研究資料を活用し、調査研究すること。2、新たに調査員会は設置しないこと。3、各小学校からの意見調査については、平成 30 年 2 月に「平成 31 年度使用 小学校教科用図書の採択に係る意見調査」の結果を活用すること。などについて決議がされました。7 月 13 日に行われました第 2 回採択地区協議会では、4 年前の各教科のすべての教科用図書の調査研究資料、ならびに平成 30 年 2 月に、57 校すべての小学校に依頼しました平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択に係る意見調査の結果等をもとに、慎重に協議が行われました。

意見調査の結果としましては、小学校 57 校中、56 校が現在使用の教科書を継続して使用、採択替えの必要なしという結果になっております。協議会の中では、現在使用している教科書が、教育効果を上げているという実績にもつながっているとの話もなされました。

以上、採択地区協議会における慎重な協議の結果、1、調査研究資料からも、現在使用されている教科書において教材が精選されており、教育的価値も高いこと。2、各小学校の意見調査の結果からも、ほとんどの学校が現在使用している教科書について、採択替えの必要がないとの結果が出ていること。3、現在使用されている教科書において、大きな内容変更もないこと。などのことから、平成 31 年度は、現在使用している教科用図書を継続して使用することが適切であるとの判断がなされ答申されました。

以上でございます。

教 育 長

説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長

ないようですので、これで、小学校・義務教育学校前期課程の「特別の教科 道徳」教科用図書以外の各教科の教科用図書についてを終了いたし

ます。

以上で、第1部を終了し、第2部を午後3時40分から再開することといたします。第2部は各教育委員が、これまで教科書研究をしていただいた内容をもとに選定作業を行います。また、第2部は非公開となりますので、傍聴されている方や報道関係者の方等につきましては、ご退室をお願いします。

なお、第3部は午後4時50分開始を予定しております。こちらは公開となっておりますので、開始時刻になりましたら、事務局職員がお知らせいたします。

それでは、以上で第1部を終了いたします。

(傍聴者 退室)

(第2部：非公開にて採点作業。当該結果についての集計・審議)

(第3部開始にあたり、傍聴者 再入室)

教 育 長 定刻になりましたので、会議を再開いたします。第2部の審議結果について、事務局より報告願います。

学校教育推進課長 それでは第2部の審議結果を一覧表にしましたので、お持ちいたします。しばらくお待ちください。

(第2部の審議結果を配付)

学校教育推進課長 それでは、報告いたします。なお、第1部の冒頭でもご説明したとおり、県内他地区の採択地区への影響を考慮いたしまして、あらかじめ事務局で発行社番号順によらずランダムに付けさせていただいたA社、B社という形で報告させていただきます。

中学校・義務教育学校後期課程「特別の教科 道徳」教科用図書採択はA社でございます。

また、小学校・義務教育学校前期課程「特別の教科 道徳」以外の各教科の教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書を継続して採択といたします。

以上でございます。

教 育 長 事務局より報告がありましたが、委員の皆様、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長       ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 28 号「平成 31 年度使用教科用図書の採択について」は、  
事務局の報告のとおり決しました。  
これで、本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の  
皆様、事務局から何かありますか。

(なし)

教 育 長       なしと認め、以上で郡山市教育委員会平成 30 年 7 月定例会を閉会いたし  
ます。

終了時刻 午後 4 時 54 分